

石巻市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項及び第10項の規定により、その結果及び意見を次のとおり公表する。

平成21年12月1日

石巻市監査委員 柴山 耕一

石巻市監査委員 矢川 昌宏

石巻市監査委員 高橋 誠志

- 1 監査対象部等 河北総合支所、雄勝総合支所、河南総合支所、桃生総合支所、北上総合支所、牡鹿総合支所
- 2 監査期間 平成21年8月25日から12月1日まで
- 3 監査対象範囲 平成21年度一般事務及び財務に関する事務の執行
(平成21年7月31日現在)
- 4 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 平成21年度一般事務及び財務に関する事務の執行状況について、事務処理状況を試査したところ、一部の事務処理において別紙のとおり指摘する。
また、監査結果に添える意見は、別紙意見のとおりである。
なお、指摘事項及び意見以外の軽微な事項については別途指導した。

指 摘 事 項

※ 法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

対象部課	不適正事項	
	項目	内容
雄勝総合支所 市民生活課	狂犬病予防事務	<p>狂犬病予防注射の領収証書取扱事務において、領収証書裏面の集計欄に記載がされておらず、出納員による検印がされていなかった。また、誤って同一人物に手数料の領収証書及び狂犬病予防注射済票を2枚交付したが、現地監査時点で回収されておらず平成21年11月8日に返却された。</p> <p>適正な領収証書及び狂犬病予防注射済票の取扱い事務の徹底を図られたい。</p>
河南総合支所 総務企画課	備品管理	<p>備品管理事務において、備品台帳に登録されているにもかかわらず、廃棄処分されていた備品が見受けられた。</p> <p>備品管理については、備品の私物化や現金化等の不正行為の温床とならないよう徹底した管理が重要であり、会計規則に基づき適正な処理を図られたい。</p>
河南総合支所 産業建設課	行政財産目的外 使用料	<p>行政財産目的外使用許可事務において、算定を誤って使用料を過少に徴収していた。</p> <p>行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する条例及び貸付料算定基準に基づき適正に算定するとともに、今後再発しないよう対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>行政財産目的外使用料 (石巻市(石河南産)指令第13号)</p> <p>誤徴収額 1,500円 正徴収額 3,000円 過少徴収額 1,500円</p>
	道路占用料	<p>道路占用許可事務において、共架電線分の占用料が計上されておらず、その結果占用料を過少に徴収して</p>

対象部課	不適正事項	
	項目	内容
		<p>いた。</p> <p>石巻市道路占用料条例に基づき適正に算定するとともに、今後再発しないよう対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>道路占用料 (石河南産指令第21号)</p> <p>誤徴収額 3,552,088 円</p> <p>正徴収額 3,676,288 円</p> <p>過少徴収額 124,200 円</p>
桃生総合支所 市民生活課	窓口業務	<p>閉庁時間後に来客があった場合の窓口業務において、収入した手数料を当日の収入として処理すべきところ、手数料を翌日扱い分として処理するため、1度入力したレジ内容を削除し、翌日の朝に再度レジ入力を行うなど不めいりょうな事務処理をしていた。</p> <p>公金取扱い事務については、処理経過に後日疑義が生じることのないよう、適正な公金取扱い事務の徹底を図られたい。</p>
桃生総合支所 産業建設課	道路占用料及び 公共物使用料	<p>道路占用許可、公共物使用許可事務において、道路占用料の算定に含むべき占有物件の算定漏れ、公共物使用料の算定根拠となる形態または種類を誤り算定していたもの、占用料を徴しない占有物件について根拠規定の記載のないものがあった。</p> <p>石巻市道路占用料条例及び石巻市公共物管理条例に基づき適正に処理するとともに、今後再発しないよう対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>道路占用料 (石巻市 (石桃生産) 指令第1号)</p> <p>誤徴収額 1,994,172 円</p> <p>正徴収額 1,995,540 円</p> <p>過少徴収額 1,368 円</p> <p>公共物使用料 (石巻市 (石桃生産) 指令第43号)</p> <p>誤徴収額 100 円</p> <p>正徴収額 1,155 円</p> <p>過少徴収額 1,055 円</p> <p>道路占用料 (石巻市 (石桃生産) 指令第10号)</p>

対象部課	不適正事項	
	項目	内容
		<p>占用料を徴しない占用物件について根拠規定の記載がなかった。</p>
北上総合支所 市民生活課	契約事務	<p>平成21年度粗大ごみ中間処理業務委託に係る契約事務において、平成21年4月1日に見積もり合わせを執行し契約を締結していたが、本来契約金額とすべき見積額ではなく、予定価格の額で誤って契約書を作成していた。当該契約については単価契約であり、毎月の支払いにおいても誤った契約単価で積算され支出済みである。</p> <p>適正な契約事務が行われるよう課全体としてチェック体制を整備し、今後再発しないようその徹底を図られたい。</p>
牡鹿総合支所 総務企画課	備品管理	<p>備品管理事務において、備品台帳に登録されているにもかかわらず、廃棄処分されていたものが見受けられた。</p> <p>備品管理については、備品の私物化や現金化等の不正行為の温床とならないよう徹底した管理が重要であり、会計規則に基づき適正な処理を図られたい。</p>
牡鹿総合支所 保健福祉課	行政財産目的外 使用料	<p>行政財産目的外使用許可事務において、使用料を算定する際、誤って前年度の算定率（6.0/100）を適用しており、その結果、使用料を過少に徴収していた。</p> <p>行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する条例及び貸付料算定基準に基づき適正に算定するとともに、今後再発しないよう対策を講じられたい。</p> <p>（内容） 行政財産目的外使用料 A社（石巻市（石牡福）指令第4号） 誤徴収額 9,963円 正徴収額 9,968円 過少徴収額 5円 B社（石巻市（石牡福）指令第5号） 誤徴収額 9,088円</p>

対象部課	不 適 正 事 項	
	項 目	内 容
		正 徴 収 額 9,093 円 過少徴収額 5 円 C社（石巻市（石牡福）指令第6号） 誤 徴 収 額 14,682 円 正 徴 収 額 14,689 円 過少徴収額 7 円

指 摘 事 項

※ 平成19年度監査時に指導したにも関わらず、改善が見られない事項

対象部課	不 適 正 事 項	
	項 目	内 容
河北総合支所 総務企画課	団体管理事務	石巻市防犯協会連合会河北支部の経理において、立替払いが行われていた。
河北総合支所 市民生活課	文書事務	回議書において、文書日付の記載漏れが見受けられた。
河北総合支所 産業建設課	契約事務	契約関係書類において、請負業者からの消費税法に係る届出書が提出されていないものが見受けられた。
	文書事務	文書収発簿において、処理経過の記載漏れが見受けられた。
雄勝総合支所 市民生活課	団体管理事務	石巻市公衆衛生団体連合会雄勝支部の経理において、立替払いが行われていた。
河南総合支所 総務企画課	団体管理事務	石巻市防犯協会連合会河南支部の経理において、前年度繰越金の収入調書が作成されていなかった。
桃生総合支所 総務企画課	調定事務	平成21年4月1日許可の公共施設敷地占用料（東北電力分）について、同日に調定すべきところ、同年4月13日に調定していた。
	団体管理事務	石巻市桃生婦人防火クラブ、石巻市桃生交通安全母の会、石巻市交通安全都市推進協議会桃生支部、石巻市防犯協会連合会桃生支部、石巻市桃生消防後援会の経理において、立替払いが行われていた。

対象部課	不適正事項	
	項目	内容
桃生総合支所 産業建設課	補助金交付事務	<p>補助金等交付決定通知書（石巻市（石桃生産）指令第42号）において、次のとおり不適正な記述があった。</p> <p>(ア)「交付する補助金については、石巻市補助金交付要綱第9条に規定する補助金等確定通知書により確定額を通知する。」と記載されているが、当該要綱は存在しない。</p> <p>(イ)「本補助事業等については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第6項の規定により出納その他の事務の執行について、市監査委員が監査することがある。」と記載されているが、監査について規定している条項は、第199条第7項である。</p>
	契約事務	<p>契約関係書類において、請負業者からの消費税法に係る届出書が提出されていないものが見受けられた。</p>
北上総合支所 総務企画課	調定事務	<p>平成21年4月1日許可の公共施設敷地占用料（東北電力分）について、同日に調定すべきところ、同年4月30日に調定していた。</p>
北上総合支所 市民生活課	団体管理事務	<p>石巻市公衆衛生団体連合会北上支部の経理において、立替払いが行われていた。</p>
北上総合支所 保健福祉課	契約事務	<p>契約関係書類において、請負業者からの消費税法に係る届出書の收受印に押印漏れがあった。</p>
北上総合支所 産業建設課	団体管理事務	<p>県道北上津山線整備促進期成同盟会、北上町河川愛護団体連絡協議会、北上町道路愛護連合会の経理において、預金利子に係る収入調書を作成していなかった。</p>
牡鹿総合支所 産業建設課	調定事務	<p>市有林貸付収入において、調定事務処理及び納入通知書の発行遅延が見受けられた。</p>

対象部課	不適正事項	
	項目	内容
	団体管理事務	石巻市牡鹿地区道路愛護連合会、金華山地域保護活用協議会、牡鹿地域農作物病虫害防除協議会の経理において、前年度繰越金、預金利子等の収入調書が作成されていなかった。

意見

意見の内容

1 各総合支所共通事項

(1) 文書事務

文書事務における誤りが多く見受けられるので、文書取扱規程に基づき適正に処理すること。

誤りが多い事例は次のとおりである。

- ・ 文書収発簿における処理経過の記載漏れや受領印の押印漏れ
- ・ 回議書において決裁日付、発送日付及び文書日付の記載漏れや公印押印者印の押印漏れ
- ・ 收受日付印の押印漏れ
- ・ 各種団体事務の書類と市としての所掌事務の書類を混同し、同一簿冊へ編てつしている。

(2) 財務事務

財務事務における誤りが多く見受けられるので、会計規則等に基づき適正に処理すること。

誤りが多い事例は次のとおりである。

- ・ 調定事務における調定遅延
- ・ 支出負担行為日の誤り
- ・ 契約事務における請負業者からの消費税法に係る届出書の未徴収や收受日付印の押印漏れ
- ・ 備品シールの貼付漏れ
- ・ 各種団体の出納経理における立替払い及び収入調書の作成漏れ

このような事務処理の誤りは、各職員の基本的知識及び認識の欠如や、決裁過程におけるチェック機能が発揮されていないこと等が要因であると考えられる。

担当職員のみならず管理職員を含めた職員全体が各種法規（条例、規則等を含む。）に基づく基本的な事務処理方法の確認を行い、職員一人一人の職務遂行能力の向上を図ることが必要である。